

NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

厚生労働省関連とびっくす



◆雇用保険法の一部を改正する法律案の概要

1. 育児休業給付の充実（平成26年4月1日施行予定）
休業開始後6ヶ月間は給付割合を67%に引き上げ
2. 教育訓練給付金の拡充及び教育訓練支援給付金の創設（平成26年10月1日施行予定）
中長期的なキャリア形成のため厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受けた場合の給付金の引き上げ（受講費用の4割、1年間の給付額上限を48万円に）、資格取得等の上で就職に結びついた場合の給付金の追加給付（受講費用の2割）など。

◆労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

1. 化学物質管理のあり方の見直し（一定のリスクのあるものについて調査義務づけ）
2. ストレスチェック制度の創設（医師、保健師等による検査の実施を事業者に義務づけ）
3. 受動喫煙防止対策の推進（事業者及び事業場の実情に応じ努力義務化）
4. 重大な労働災害を繰り返す企業に対して改善計画作成を要請、名称の公表も、ほか。

◆短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律案概要

1. 「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」の範囲拡大
職務の内容と人材活用の仕組みが同一であれば、無期契約かどうかに関わらず差別的取り扱いが禁止される。
2. 短時間労働者の待遇について、通常の労働者の待遇との相違について、職務内容や人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して不合理であってはならないと規定。
3. 短時間労働者の雇い入れの際、雇用管理改善に関する措置について説明義務、ほか。

◆労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案の概要（平成27年4月1日施行予定）

1. 特定と一般の区別を廃止し、すべての労働者派遣事業を許可制に。
2. 派遣期間の制限は業務ごとではなく、派遣労働者個人単位（3年）にし、派遣先の事業所単位の期間制限（3年、一定の場合に延長可）を設ける、ほか。

◆専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案の概要

通算5年超えの有期雇用労働者に適用される無期転換ルールの対象から、高度専門的知識等を有する労働者と定年再雇用者等が除外される。（平成27年4月1日施行予定）

上記およびその他の第186回国会（常会）提出法律案はこちらで
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/186.html>